

分家時の財産分与と焼畑(予察)

— 白山麓白峰村の場合 —

松 山 利 夫*

はじめに

白山の西麓、手取川の源流部近くに位置する白峰村は、ナギハタ(焼畑)経営がさかんにおこなわれていたことで著名であり、これまで多くの先学によって、その研究がなされてきている¹⁾。筆者も本地域をフィールドの1つとして、村落構造のあり方が、山地斜面の利用形態(林野利用の形態)に、強い影響をおよぼしていることについて、1つの試みをおこなって報告したことがある²⁾。

これは、村落をコミュニティとしてとらえ、それがもつ特色と林野利用の形態、とりわけ共有林野の管理・運営の方法との関係を考察したものであった。

ここでは、こうした前の報告をうけて、コミュニティに内包される個々の「家」にとってナギハタがもつ経済的な意義を、分家時における財産分与の側面から、幕末・明治初期に限って考察を加えたい。

いうまでもなく、こうした問題を取り扱う場合、林野利用の形態や村落の社会構造、家督相続のあり方、分家の慣行など明らかにすべきところが多い。

以下では、林野利用や村落の社会構造の概要を述べつつ、これらの点を明らかにしたい。ついで、筆者が得た分家時の財産分与の事例を検討し、ナギハタがもっていた重要性について報告する。

1 地域の概要

本地域に関しては、すでに多くの報告がある。したがって、ここでは論旨を進めるうえで必要な範囲にかぎって、地域の概要を述べるにとどめたい。

1-1 ナギハタの経営 本地域に営なまれたナギハタは、いわゆる「雑穀栽培型焼畑」に分類されるもので³⁾、ヒエ・アワ・シコクビエ(カマシ)など、栽培作物中に占める雑穀の比重が高い(第1・2表)。こうした特色をもつナギハタが、出作りという形態をとって、焼畑としてはきわめて労働集約的に経営されていたことは、すでに多くの先学が明らかにしている。

第1表 焼畑の輪作体系

	火入れ	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	経営形態
白峰 桑島	春 夏	ヒエ ソバ	アワ	ダイズ アズキ	アワ ヒエ	アズ キ	ソバ	出作り

ところで、ナギハタがひらかれた山地斜面は、本地域においては、共有林野かもしくは「おやっさま」と称された富農の私有地のいずれかであったといっても過言ではなからう。

白峰の場合、すでに幕末から明治初期にかけて、おやっさま層による林野の土地集中が進行していた。幕末当時における数字は明らかでないが、明治20年代、それは370町歩あまり(台帳面積、以下同様)に達していた。また、この当時の共有林野(旧大字単位の村持山)は、わずかに230町歩にすぎなかったのである。そのため、林野所有戸数の86%を占める10町歩未満層は⁴⁾、焼畑を専門的に経営する

*石川県白山自然保護センター

に必要な20町歩前後の林野のいくぶんかを、おやっさまの所有地に求めねばならなかった。

一方、桑島においては、おやっさまをはじめとする地主層の林野の集中は、白峰ほどではなかったと思われる。明治20年代、おやっさま層の所有林野面積は、約190町歩であった。これに対して共有林野は、当時1000町歩⁵⁾にも達していたのである。このように、桑島では上層農による林野の集中が、相対的に小さかったとみなしてよいであろう⁶⁾。とはいえ、焼畑を専門的に営なもうとする場合には、貧農層はやはり共有林野ないしはおやっさま層の所有地への依存を余儀なくされていたのである。

「おやっさま」に対して「地内子」と称された多くの貧農層は、白峰でも桑島でもともに、林野を

第2表 焼畑作物の作付面積とその推移

	明治27年	37年	大正4年	昭和5年	20年	29年
アワ	200	56.5	82	21.9	15.8	8.0
*ヒエ	666	28.5	234	45.9	40.6	9.2
ソバ	100		23	3.5		
大小豆	**56.6	30.5	36.5	18.9	**5.6	6.5
シコクビエ		30.5	95.5	9.7		

* 水田に作付けされたものを含む (白峰村史統計による)
** 大豆のみ

第3表 出作農作業と地内子役

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
山入り 春山抄切り		蚕飼い・田植え ひえ田のしろしまい *		糸ひき 蚕飼の終り	かりぼし 盆の出山			ばい 出山 かち ***			抄落し
春仕事*	あらな							秋しいま			
	さつき	桑	こ	き	かりぼし			秋仕事			
				畑かり***							

地内子役(抄切り・雪
囲いのとりはずし)

地内子役(麻まき)

地内子役(麻むし
皮むき)

地内子役(大根とりいれ
冬囲い)

* あらな……雑畑を刈ったり、焼く作業
* * しろしまい……あらなと同じ時に稗田を耕し、水を入れ生草を入れる。稗をうえ終るとしろしまい。
* * * 畑かり……雑畑を刈る作業
* * * ばいかち……脱穀の方法、棒でたたき脱穀する、またその作業をいう。
聴取りおよび
白峰村史下巻450~451頁
織田利太郎家文書「家之規矩」より作製

借りうけてナギハタを経営していた。この際の形態には、大きくわけて2つのものが認められた。すなわち、「請作」・「年季作」と「一作卸」とである。これらは少なくとも江戸期よりおこなわれていた。その両者の差異については明らかになし得ないが、大略、前者がおやっさま層の私有地を借りる場合に用いられ、後者は桑島の共有林野（旧大字単位の村持山）について、認められるものであったと考えられる。

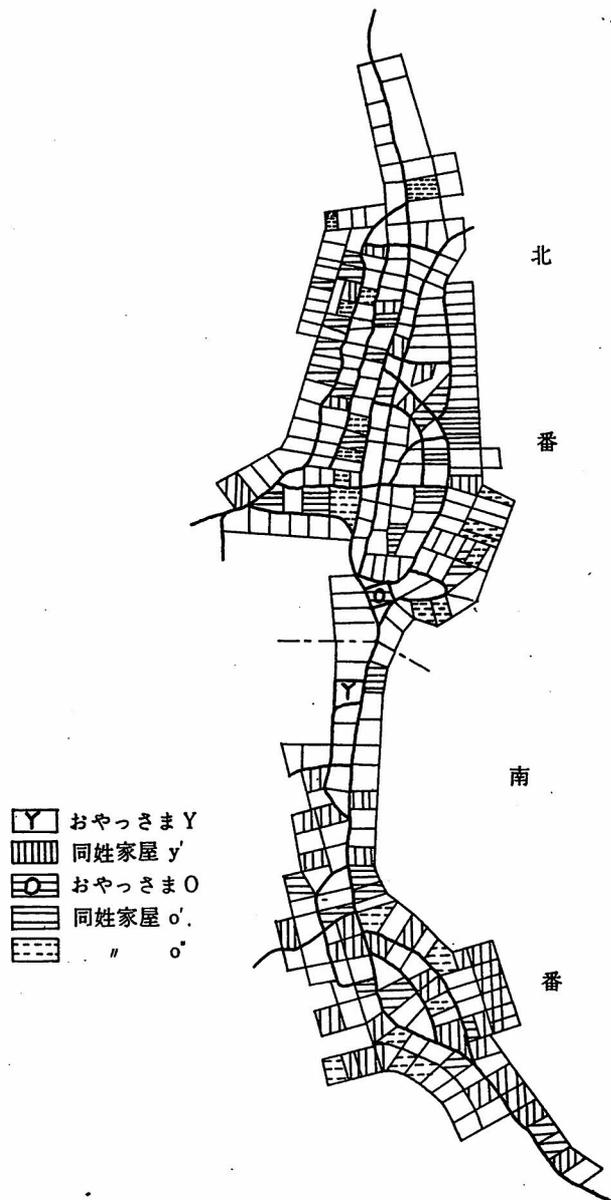
いずれの場合にしる、 ムツシ と称されるナギハタの適地を借用するためには、10年・40年などといった年季が定められた。ついで、年季の長さや ムツシ の状況（山桑・杉の有無など）を勘案して設定された、地代を支払うことが要請されたのである。 年貢 ともよばれたこの地代は、私有地ならその所有者へ、共有林野ならば区（旧大字）へ納入されていた。

かくして、 おやっさま と 地内子 とは、土地なかんづく林野を媒介として、きわめて緊密な関係をなすにいたった。これがまた、村落の社会的な構造に反映されてきたのである。

1-2 おやっさまと地内子 林野所有の階層差に起因する土地を媒介としたおやっさまと地内子との結すびつきは、単に地主—小作的関係にとどまらなかった。すなわち、これは身分的な保護—被保護の関係にまで発展していたのである⁷⁾。具体的には、地内子は林野（おもに ムツシ ）をはじめ家・屋敷などを、おやっさまに依存して生計を営んでいた。またこれらについては、「地内子ノ好 ミ 」⁸⁾で、おやっさまは種々の便宜をはかっていたことが知られている。これらの代償として、地内子には、「地内子役」と称される年間25日前後の賦役が課されていたのである（第3表）。

ところで、こうしたおやっさまと地内子との関係は、空間的には同姓集団として、とくに白峰において具体的な展開をみる。その成立は、地内子および地内子の分家からなるいわば血縁集団（同姓の家は、おもに古い本・分家の関係にあるといわれている⁹⁾）が、明治初期に自己の隷属するおやっさまから、姓を与えられたことに求められる。いまこれを、白峰のおやっさま O と Y とについてみると、それぞれに隷属していた地内子の分布（したがって同姓集団 o' と y' ）は、南番・北番という地縁集団に、各々がほぼ重さなっていたことが明らかである（第1図）。このことから、同姓集団は、村落の社会生活において、地縁集団として機能していたと考えられる。

このように、おやっさま—地内子の関係は、村落の社会生活において、重要な柱をなしてき



第1図 同姓家屋の分布

ていた。したがって、地内子をはじめとする下層貧農の、分家時における財産の分与についても、おやっさま層への依存が十分に推察されるのである。

2. 分家と財産の分与

これまで述べてきた状況の中で、多くの貧農は、いくばくかの財産を分与し、分家を創設してきたのである。

2-1 家督相続と分家 相続に関する諸形態の分類¹⁰⁾からすれば、白峰村においては、一般的な長男相続が卓越していたと考えられる。たとえば、織田家所蔵の文書「家之規矩」によると、「四代先ノ亭主ハ、長三郎之子市郎平殿（中略）此人子共男七人女子四人有（中略）長子長三郎、則、此家の亭主、二男岩松、後市右衛門と申別家」と記され、江戸中期（1700年代）から、長男による家督相続の形態が認められる。

このように、長男は家督を継承すべき者として、「アトリ」と称されてきた。これに対して二・三男は、状況のいかんにかかわらず、分家するものとされていた。こうして生じる本・分家の関係は、比較的ルーズなものと思われ、格式ばった交際もなく、単なる親類づきあい程度であったという¹¹⁾。

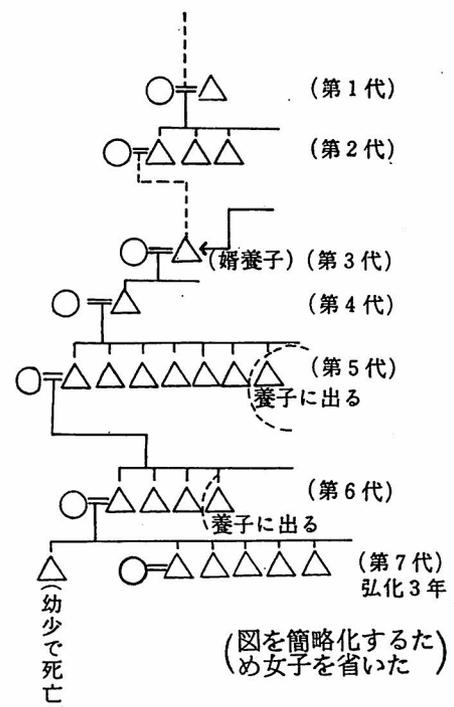
ところで、すでに触れたごとく、下層貧農にあつては、分家の創設が経済的にきわめて困難な状態におかれていた。そのためもあって、おやっさまが自己に隷属する地内子の分家の援助をおしまたかった。さらに分家したあとにおいても「一家共近来別家之者共、利足之迄ハ用捨遣候得共¹²⁾」（傍点筆者、以下同様）などと、種々の便宜をはかっていたのである。しかし、それでもなお、生活に困窮した二・三男層は、仕事を求めて他地域へ排出していった。とりわけ、幕末から明治初期にかけて、商業的に依存度が著しく高かった勝山¹³⁾をはじめ、遠く大阪方面へまで出ていたのである。

2-2 財産分与の事例 分家に際して、分与される財産のことを、「ワケブン」と称している。その内容は、土地所有の多寡など、おもに経済的事情により、階層間でも階層内でも異なっていた。

事例1；おやっさまの場合 出作り経営から産をなしたと伝えられる織田家の、幕末における系譜は第2図のとおりで、それぞれが分家を創設している。ただし、第1代当主に関しては、財産分与の内容は記載がなく不明である。また、2代目には子供がなく養子をむかえており、3代目は1男1女であったため、分家を出していない。したがって第4代目についてみる。

11人の子供を養した4代目当主は、子弟5人に財産を与えてつぎつぎ分家させている。このうち二男には、「田畑山林迄多分配分見受之通り、居山むつしハ嶋村地内」（同家所蔵文書 家之規矩による、以下同様）とされている。また、三男については「此仁ハ田之配分なし、畑屋敷家池平植村杉林式ヶ所（中略）居山ハ杖山」を分与している。さらに、福井で店をもち商業を営んだ五男や、養子に出した七男についても、必ず「ムツシ」を分与しているのである（第4表）。

文政4年（1821）に没した第5代目にあつても、第5表に示される財産を分与していた。この例にあつても、他家の養



第2図 「家之規矩」にみる織田家の系譜

子となった四男に、「屋敷耆ケ所田畑迄別家同様ニ配分」している。

かくして、おやっさまの分家においては、いくつかの特色が認められる。まず、①生活の重要な手段であったムツシミを与えていること、②おやっさまといえども、所有面積がきわめて僅少であった畑（常畑）や水田の分与をおこなっていることである。さらに、③他家へ養子に出したりした者についても、必ずムツシミを分け与えたことである。こうしたことは、以下で触れる事例に比して、大きい差異といえる。

事例2 「別居願」にあらわれた財産の内容 桑島の山口家に所蔵されている同書¹⁴⁾によると、明治初期の中・貧農層の分家時の事情が明らかである。たとえば、

護品

- 一 山むつし耆ケ所 字直へり坂藤場覚正ノ請地
- 一 家耆軒
- 一 畑耆ケ所 字上野杓原助五郎ノ請地
- 一 茶釜 耆
- 一 鍋 三
- 一 茶宛 五
- 一 桶 式
- 一 斧 耆丁
- 一 椀 耆銭
- 一 山刀 耆丁
- 一 筵 拾五枚
- 一 資本金

となっている。

また、同書の他の項には「一家耆軒 山口新松ノ買請」とか、「一家耆軒 杉原助五郎借地」といった記載が認められる。

ここで注目されるのは、ムツシならびに畑（おもにナギハタ）が、「請地」となっていることである。これは分家を創設するに際して、自己の所有地が十分でないかあるいは全くなく、おやっさまないしこれに近い林野所有者から、「一作請」によって借りうけた土地の分与を示していると推定される。さらに、家屋についても、分家時に新たに建築した事例は認められず、そのほとんどが借家ないし購入によっていることである。

こうした、財産分与の内容を整理すると、第6表が得られる。この表によってみると、まず①ムツシが4例中すべてに分与されていることが明らかである。これは当時の本地域において、ナギハタが最も重要な生活手段であったことを示すといえる。「この点に関しては、事例1の場合と同様である。②田・畑（おもにナギハタ）については、おやっさまの例に比して大きな相違が認められる。とくに水田を分与しているのは1例にすぎず、これも「一 田耆ケ所（中略）山口新右衛門請地」で、所有地ではない。さらに、③当時、出作り地で営まれた養蚕のための桑原や、杉林は配分されていないことが知られる。さらにまた、鍋や桶・斧や鎌にいたる日常の汁器類、農具にいたるまで分与してきていた。

第4表 第4代当主が分与した財産の内訳

	家屋	田	畑	屋敷	山林	杉林	桑原	むつし
二男	?	○	○	?	○	?	—	○3
三男	○	—	○	○	?	○2	—	○
四男	○	○	○	○	—	○	—	○5
五男	○	○	○	—	—	○	—	○2
六男	○	○	○	○	—	—	—	○
七男	—	—	—	—	—	○	—	○
長女								
二女		—	—	—	—	—	—	—
三女								
四女								
	4	4	5	3	1	5	0	13

○3は3カ所分与したことを示す。

織田家文書「家之規矩」より作製

第5表 第5代当主が分与した財産の内訳

	家屋	田	畑	屋敷	山林	杉林	桑原	むつし
二男	○	○	○	○	—	○	—	○4
* 三男	—	—	—	—	—	—	—	—
四男	—	○	○	○	—	?	?	○
	1	2	2	2	0	1	0	5

*三男は大酒を好んだために、分家させようにもできなかった。織田家文書「家之規矩」による

こうして、分家が創設されてきたのである。

ところで、これに要した金額は、ムツシや家屋の入手のために、相当なものになったと推察される。たとえば、明治17年の「山小屋盗難御訴書」¹⁵⁾によると、「一 粟五升 代価廿銭 一 稗八升 代十貳銭」とされた当時、「一 のみ売丁 代五銭 一 のこぎり売丁代十五銭 一 包丁売丁 代十六銭」であった。場所によりまた桑原の有無などによって、大きな差異があるとはいえ、ムツシを入手するには1円前後の金額を要したと考えられる¹⁶⁾。したがって、「今般当村竹腰清兵衛方三次郎銭入、今度別家仕候ニ付¹⁷⁾」ということになった。

このように、二・三男は分家すべきものとされてはいたが、経済的にはきわめて困難であったと思われる。

うへの事例にみたごとく、ミワケブンシの内容は、ミ家シの経済的事情に応じてさまざまであった。しかし、原則的には①家を建てるか借りるかしたこと、②ナギハタないしはムツシは、所有地を分与するか「一作請」によっていたのである。

前者の場合、それは出作り地に建てられた仮小屋程度のものがほとんどで、いわゆる地下（出作りの母村）における家屋ほどのものではなかった。現在、出作り地に残存している二階建ての大家屋のほか、多数の掘立小屋が、山地斜面の各所に分布していたといわれることから、それが推察されよう。また、地下に分家させる場合、貧農層は、そのほとんどがおやっさまの所有する長屋に分家を創設してきたのである。

後者のナギハタ・ムツシの分与に関しては、たびたび触れたように、「一作請」という方法で借りうけていた。こうしてまで、これを分け与えてきたのには、

ミヤマ（ナギハタ）は田ンボのかわりやったミという言葉に端的に示されるごとく、重要な生活手段であったためにほかならない。さらにまた、一家内に多くの二・三男を扶養する経済力がなかったことが、分家を創設してきた一因と考えられる。

まとめにかえて

この小報告は、きわめてかぎられた資料と、少数の事例を検討したにすぎない。したがって、残された問題も多く、結論めいたものを提示することは困難である。しかし、少なくとも分家時の財産分与とその際の焼畑の取り扱いについて、1つの見通しを得ることができた。つまり本地域においては、

第6表 「別居願留帳」にみる財産分与の内訳

品目	事例1	事例2	事例3	事例4
山むつし	○	○	○	○
家屋	○	○	○	—
畑 (ナギハタ)	○	○	○	○
田	○	—	—	—
山林	—	—	—	—
杉林	—	—	—	—
桑原	—	—	—	—
鍋	○	○3	○3	—
鎌	○2	○2	○	—
鍬	○	○	○	○
藪	○	○	○15	○
茶釜	○	○	○	—
箱	○2	○2	—	—
山刀	○	—	○	○
斧	○	—	○	○
包丁	—	—	—	—
桶	○2	○2	○2	○2
椀	○	—	○	—
茶椀	—	—	○5	—
天同	—	—	—	○
資本金				五円

山口新十郎家所蔵文書「別居願留帳」明治十年による。

○2は数量を示す。

相当な経済的負担であるにもかかわらず原則として分家を創設してきたこと。また、その際必ず焼畑ないしミムツシ、を分与してきたことである。

こうした見通しにたって、より多くの事例を蒐集・検討し、分家による焼畑耕作農民の移動を考察していきたい。

- 1) 田中啓爾, 幸田清喜; 白山山麓における出作地帯 地理学評論 3—4, 5 1927, 幸田清喜; 白峰の出作り 現代地理講座 2 山地の地理 1956 所収, 加藤助参; 白山山麓に於ける出作の研究 京大農業経済論集 第一輯 1935 などがある。
- 2) 松山利夫; 焼畑経営山村における林野利用と村落構造 人文地理 21—6 昭和44年
- 3) 佐々木高明; わが国の焼畑作物と輪作形態 立命館文学 274, 275, 1968
- 4) 白峰村史 下巻 p. 45 「土地名寄帳」の集計によると, 2町歩未満層が36戸で全林野所有戸数の49.3%, 2~10町歩層は27戸, 約37%を占める。
- 5) 現在なお660町歩を有し, 区会と区総会とによって運営されている。
- 6) 桑島では20町歩未満層は, 全林野所有戸数の25%である。
- 7) 松山前掲 2)
- 8) 白峰村史下巻 pp. 441~456
- 9) 白峰村史上巻 p. 458
- 10) 竹田 且; 「家」をめぐる民俗研究 弘文堂
- 11) 白峰村史上巻 p. 459
- 12) 白峰村史下巻 pp. 441~456 および村史上巻 p. 685
- 13) 矢ヶ崎孝雄; 白山山麓白峰村の歩荷—山村と担夫交通— 金沢大学教育学部紀要 第8号 1960
- 14) 桑島 山口新十郎家所蔵文書 明治十年「別居願留帳」による。
- 15) 山口新十郎家所蔵文書 明治十七年「山小屋盗難御訴書」
- 16) 山口新十郎家所蔵文書 「売渡証書」 明治十二年による。
- 17) 同家所蔵文書 「地所変換願」 明治十年による。